官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三）　一

〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**二）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**四五）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**三七）　三
○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（**厚生労働**一六）　五
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（**同**一七）　五
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**四二七）　六
○農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**四二八）　六
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（**海上保安庁**三九）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び使用区域変更が決定された件（**防衛**一八）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**一六、一七）　八
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一八）　八

〔国会事項〕
法務省　環境省

〔人事異動〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了関係
会社その他

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　一〇

省　令

○農林水産省令第三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十六号及び第五条第一項第七号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村が、東日本大震災からの復興のために定める防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）に係る同法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）内にある農地又は採草放牧地を、当該集団移転促進事業計画に基づき実施する同条第二項に規定する集団移転促進事業（以下「集団移転促進事業」という。）により取得する場合

第五十三条に次の一号を加える。

十六　特定地方公共団体である市町村が、東日本大震災からの復興のために定める集団移転促進事業計画に係る移転促進区域内にある農地又は採草放牧地を、耕作及び養畜の事業以外の事業に供するため当該集団移転促進事業計画に基づき実施する集団移転促進事業により取得する場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。